

新潟県警察の監察に関する訓令

平成12年3月24日

本部訓令第8号

[沿革] 令和8年1月本部訓令第2号改正

第1章 総則

(監察の根拠)

第1条 県警察の内部における監察は、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(目的)

第2条 監察は、職員の勤務の実態を把握し、厳正な規律を確保するとともに、警察行政諸般の実況を査察検討することにより、その改善刷新を図り、もって警察の能率的な運営及びその規律の保持に資することを目的とする。

(監察の種類)

第3条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特別監察とする。

(監察実施計画)

第4条 本部長は、毎年度、前条の監察を実施するための計画（以下「監察実施計画」という。）を作成するものとする。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする部署
- (4) 監察の時期

3 監察実施計画を作成したときは、本部長は公安委員会に対し、速やかにこれを報告するものとする。

(実施)

第5条 監察は、監察実施計画に従い実施しなければならない。ただし、警察の能率的な運営又はその規律の保持のため特に必要があるときは、その都度、速やかに実施しなければならない。

(監察執行官)

第6条 第3条に規定する監察業務の執行者（以下「監察執行官」という。）には、警務部長、警務部首席監察官又は警務部監察官をもって充てる。

2 本部長は、必要と認めるときは、前項の監察執行官のほか、県本部に勤務する警視以上の階級にある警察官のうちから監察執行官を命ずるものとする。

(監察補佐官)

第7条 第3条に規定する監察業務の執行を補佐する者（以下「監察補佐官」という。）には、監察官付をもって充てる。

2 本部長は、必要により、監察官付以外の県本部に勤務する職員を、監察補佐官に命ずるものとする。

第2章 監察執行官の職務

(監察執行官の職務)

第8条 監察執行官は、本部長に直属して次に掲げる業務を掌理し、監察の実施に必要な指示をするものとする。

- (1) 職員の服務規律の監察
- (2) 諸般の業務の監察
- (3) その他特に命ぜられた事項

2 監察執行官は、職員の処遇について、本部長に意見を具申することができる。

(資料の提出等)

第9条 監察執行官は、職務上必要があるときは、職員に関係資料の提出を命じ、若しくはその説明を求め、又は指定した日時及び場所に出頭を求めることができる。

2 前項の場合は、あらかじめ当該職員の所属長に、その旨を通知しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由のあるときは、この限りでない。

(監察に対する協力)

第10条 部課長は、その所管事項に関する通達その他の資料で監察上参考となるものは、監察執行官に回覧又は連絡し、その職務の執行に協力しなければならない。

(監察補佐官の任務)

第11条 監察補佐官は、監察執行官を補佐し、その命を受けて、監察の業務に従事する。

第3章 総合監察

(総合監察の意義)

第12条 総合監察は、本部長が、署について諸般の業務を査察するとともに、職員の要望及び意見を聴き、あわせて実務の指導教養と志気の高揚を図るために行なうものとする。

(実施基準)

第13条 総合監察は、全署についておおむね2か年に1回実施するものとする。

(通知等)

第14条 総合監察を実施するときは、その日時その他必要事項を実施期日のおおむね7日前までに、当該署長（以下「署長」という。）に通知するものとする。

2 総合監察の際における監察事項の細目及び署長の提出すべき書類は、別に定める。

(総合監察後の措置)

第15条 監察執行官は、総合監察が終了したときはその結果を本部長に報告し、本部長は、これを文書により署長に通達するものとする。

2 前項の通達を受けた署長は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

第4章 随時監察

(随時監察の意義)

第16条 随時監察は、時機に応じ重要問題を取り上げて、これを重点的に査察し、又は平素の勤務状況を査察して勤務の適正を期し、あわせて実務の指導教養を行なうものとする。

2 随時監察は、本部長が必要に応じその実施項目を定め、随時、監察執行官に監察させるものとする。

(通知)

第17条 随時監察を実施するときは、あらかじめ関係所属長に通知するものとする。ただし、監察項目により、あらかじめ通知することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

(随時監察後の措置)

第18条 第15条の規定は、随時監察について準用する。

第5章 特別監察

(特別監察の意義)

第19条 特別監察は、本部長が特別の事項について、監察執行官に監察させるものとする。

(特別監察後の措置)

第20条 第15条の規定は、特別監察について準用する。

第6章 監察の心得

(留意事項)

第21条 監察の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者への人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(秘密の厳守)

第22条 監察執行官及び監察補佐官その他監察の業務に現に従事し、又はかつて従事した者は、その職務上知り得た公私の秘密を厳守しなければならない。

第7章 報告

(公安委員会への報告)

第23条 本部長は、公安委員会に対し、毎年度少なくとも1回、監察の実施状況を報告するものとする。

第8章 補則

(監察結果の活用)

第24条 本部長は、監察の結果について一般の参考となる事項は、全所属長に通達するものとする。

- 2 所属長は、監察の結果を努めて職務上に活用し、規律の保持及び事務の改善・合理化を図らなければならない。

(監察に対する意見)

第25条 所属長は、監察の項目、実施の要領等について、随時本部長に意見を具申する等監察の効果を上げるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

(監察規程の廃止)

- 2 監察規程(昭和35年本部訓令第19号)は、廃止する。

附 則（令和8年1月26日本部訓令第2号）
この訓令は、令和8年4月1日から施行する。